

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）のお知らせ



医療費が高額になったときは、高額医療費が支給されます

1 か月（同じ月内）に支払った医療費の自己負担が高額となった場合、下表の区分に応じて、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

自己負担限度額（1 か月）			
所得区分	外 来 （個人ごと）	外来＋入院 （世帯単位）	食事代 （1 食）
住民税課税世帯			
現役並み所得者	44,400 円	(※1) 80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%	260 円
一 般	12,000 円	44,400 円	260 円
住民税非課税世帯			
区分Ⅱ	8,000 円	24,600 円	210 円 (※2) 160 円
区分Ⅰ	8,000 円	15,000 円	100 円

(※1)

過去 12 か月間に 3 回以上該当した場合、4 回目以降は 44,400 円になります。

(※2)

過去 12 か月の入院日数が 90 日を超える場合の食事代です。

（申請が必要です）

【高額療養費の申請について】

●老人保健制度の時に、高額療養費の支給を受けたことがある方

振込口座が登録されておりますので、原則として手続きは不要です。高額療養費は、支給対象となった診療月の約 3 か月後に口座に振り込まれます。

●初めて高額療養費の支給の対象となる方

支給対象となった診療月の約 2 か月後に、申請のご案内と申請書をお送りいたします。申請書に必要事項を記入のうえ、役場の窓口へ提出してください。



限度額適用・標準負担額減額認定証について

住民税非課税世帯に該当する方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院等の窓口で提示することで、入院の際に支払う医療費が自己負担限度額までとなり、それを超える額については支払う必要がなく、また、食事代も減額されます。この「減額認定証」は役場の窓口で交付しますので、入院する予定がある場合は、事前に申請をお願いします。



特別徴収（年金からの天引き）から口座振替に変更できます

保険料を特別徴収（年金からの天引き）により納めていただく方のうち、次のいずれかに当てはまる方は、本人からの申し出により口座振替で納めることができます。

なお、特別徴収から口座振替への変更は、申し出をした月の翌々月以降となります。

過去 2 年間の国民健康保険税を、世帯主として滞納なく確実に納めていた方
① ↓
本人の口座振替により納めることができます

世帯主または配偶者がいる方で、年金収入が 180 万円未満の方
② ↓
世帯主または配偶者の口座振替により納めることができます



納めていただいた保険料は、所得税及び個人住民税の社会保険料控除の対象となります

●保険料が特別徴収（年金からの天引き）されている場合、その天引きされている方の社会保険料控除の対象となります。

●口座振替により納めている場合は、その口座振替によって支払った方の社会保険料控除の対象となります。例えば、同じ世帯の父の保険料を、子（世帯主）の口座振替により支払った場合は、子（世帯主）の社会保険料控除の対象となります。



問合せ 北海道後期高齢者医療広域連合 (☎ 011 - 290 - 5601)
役場住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23 - 2467)

ほせ? 悩み



1日合同相談所を 開設します!!

町内の専門相談員による各種合同相談会を開催します。

日ごろから気になっていることや、行政に対する意見などがありましたら、ぜひこの機会にご相談ください。

■日時 10月23日(木)
13時～16時

■場所 ゆとろ(西町)

■相談料 無料

※予約は不要です、直接会場にお越しください。相談者の方の秘密は厳守されます。

■詳細 広報広聴係(☎23-3069)

内容	相談者
行政相談 行政・国の行う業務に対する要望、意見など	行政相談委員 秋場 信一さん 古谷 陽一さん
相続・不動産登記 司法書士業務など	司法書士 橋本 俊一さん
心配ごと相談 生活、悩み相談など	専門委員 二ノ宮 隆精さん
人権相談 家庭、近所のもめごとなど	人権擁護委員 見上 良太郎さん
消費相談 契約トラブルなど	相談員 椋澤 チツ子さん



環境

対策係からのお知らせ

○灯油タンクや配管の確認を!

冬支度に入るこの時期に、あらかじめ灯油タンクや配管に破損や損傷がないかチェックしてください。

毎年、雪溶けの頃に灯油漏れの事故が発生しています。油漏れ事故の処理費用は事故を起こした本人の自己負担です。発見が遅くなると多額の費用がかかりますので、事故を起こさないよう、今一度確認してください。また、灯油の減り方に注意し、異常に気付いたらすぐに業者に点検を依頼してください。

○粗大ごみの申し込みは

「受付センター」へ

粗大ごみを出すときは、粗大ごみ受付センター(☎22-2053)に申し込みが必要です。粗大ごみの出し方については、家庭ごみ収集カレンダーの後ろから3ページめをご確認ください。

○犬の散歩時も適切に管理してください。

「散歩中に犬に囲まれた」「犬をつながず散歩させている」「公園でドッグランをさせている」という連絡を受け



ています。犬を屋外で飼う場合は、鎖などでつなぐか、おりに入れたりして、敷地外に出ないようにしてください。また、公園内や散歩のときも鎖やリードなどでつなぎ、人や動物に害を与えないようにしなければなりません。

犬が嫌いな方は少しでも近寄られると恐怖を感じ、動けなくなることもあります。飼い主の方はマナーとして犬嫌いの方のことも考えましょう。

猫についても、周りに迷惑を掛けることがないように、敷地内から出さないで飼うのが飼い主のマナーです。

■詳細 環境対策係(☎23-2503)